

債権者 各位

第1回債権者集会の質疑応答の概要

令和4年2月24日
破産者株式会社クレジエンテ外
各破産管財人 弁護士 岡田 隆

破産者株式会社クレジエンテ及びその関連会社の第1回債権者集会は、令和4年2月22日午後2時00分から東京地方裁判所において開催されました。

しかし、新型コロナウイルス感染症の影響等により、ご出席を見合わせた債権者もおられると思われることから、第1回債権者集会において債権者から頂いたご質問と、それに対する破産管財人の回答の概要について、以下のとおり報告を申し上げます。

- 1, (質問) 関連会社で少人数私募債を集めたとのことですが、その関連会社は、いわゆるペーパー・カンパニーであったのでしょうか。
(回答) 関連会社は既に設立されていまして、私募債のためだけに設立されたのではないようですが、事業はしていなかったと思われまます。クレジエンテの代表取締役らが管理し、クレジエンテの従業員が少人数私募債の事務を行っていたとのことのようなようです。
- 2, (質問) クレジエンテは太陽光発電事業を謳う会社に大金を支払ったとのことですが、どうやって支払ったのでしょうか。振込先の銀行口座を調べて相手方を追及することはできないのでしょうか。
(回答) 不動産売買代金2億円を現金で持ち帰り、そのまま太陽光発電事業を謳う会社に対し現金で交付したとのことでした。そのため、相手方の銀行口座は分かりません。
- 3, (質問) クレジエンテの消費税等が還付された理由は何でしょうか。いわゆる預託商法等であるとして契約を解除する等して税金の還付を受けることはできないのでしょうか。
(回答) クレジエンテの破産後の確定申告は、売上よりも支出が多かったことから消費税等の還付となったものです。預かり商品の取引等について、公序良俗違反により無効等である等として税金の還付を受けられるかどうかについては、実態の解明と併せて検討する必要があると

考えています。

4, (質問) 会員に対する報酬等の支払について、源泉徴収をしていながら、国税庁に対し源泉所得税が未払になっていることは問題ではないでしょうか。今後、会員に対し支払調書は交付されるのでしょうか。

(回答) クレジェンテが、会員に支払う報酬等から源泉徴収をしていたこと、同源泉所得税の未納があることは、そのとおりです。しかし、破産管財人が、各会員に対し、個別に令和3年支払調書を交付することは、資料等が乏しくその金額等も確認できませんので、事実上困難です。そのため、破産前に郵送された当時の支払明細書等をもとに、会員の皆様をご自身でご判断して頂くしかないと思われまます。

5, (質問) 少人数私募債は、商品開発が目的と説明されていたのですが、それで集めた金員が別の目的に利用されているのは問題ではないでしょうか。騙されたと思っているのですが、刑事事件になるのではないのでしょうか。

(回答) 破産管財人が確認した限りでは、少人数私募債の募集要項では、資金の用途は特に限定されていなかったようです。

そのため、破産管財人としては、出来るだけ多くの資産を回収し、債権者の皆様に対し配当ができるように努めたいと思っておりますが、刑事事件にするべきものかどうかは現時点では判断できませんので、実態の解明と併せて更に検討する必要があると考えています。

6, (質問) クレジェンテは、自動車(アルファード)をもう1台保有していたのではないのでしょうか。

(回答) 破産前に確かに保有していたことがあったようですが、借入金債務の担保として既に名義変更されていて、破産時には既に保有していなかった、との説明を受けています。

7, (質問) 国税庁に対する還付請求等は検討しないのでしょうか。

(回答) 豊田商事事件のように、報酬(ボーナス)等の受領が公序良俗違反により無効であるとして、源泉所得税等の還付を受けられないかというご質問と思われまます。この点、クレジェンテでは、報酬(ボーナス)等の受領が公序良俗違反といえるかどうか、近時は赤字なので法人税等の支払をしていなかったこと、源泉所得税も未納であるから、どこまで実効性があるか、等については実態の解明と併せて検討する

必要があると考えています。

8, (質問) クレジエンテは令和3年1月ころには社債等の利払いを止めていたとのことですが、その後も新規の少人数私募債等を募集していたことは問題なのではないでしょうか。

(回答) ご指摘のとおりであり、破産管財人も問題があると考えています。それが計画的であったのかどうかは分かりません。

9, (質問) 太陽光発電事業を謳う会社に対する投資は、どのようなプロセスで決まったのでしょうか。役員会の決定等はあるのでしょうか。

(回答) 役員会の決定等はなかったと説明を受けています。しかし、代表取締役が独断で決めたのでもないようです。代表取締役、従業員及び業務受託者が関与して、少しでも債権者に対する返済金を増やそうとしたものと報告を受けています。しかし、その真偽は不明であり、関与した者の責任の問題が生じる可能性もあると考えています。

10, (質問) 会員の中に利益を得ている者がいるのではないのでしょうか。それを取り返すことはできないのでしょうか。

(回答) データ上では、これまでに利益を得ている会員もいると把握しています。しかし、当該会員がクレジエンテの実情や仕組みをどこまで把握していたのかどうか、法的に返還を求めることができるのかどうか、等については検討する必要があると考えています。

11, (質問) 債権者が団結するため、横のつながりが欲しいと思います。そのため債権者リスト等を開示することはしないのでしょうか。

(回答) 債権者であることを知られたくない方もおられるので、破産管財人から、他の債権者の連絡先等が分かる資料等を開示することはできません。

(以上)